中核市移行で新たなステージへ

松本市は、令和3年4月1日に中核市に移行します。超少子高齢型の人口減少社会の中で、市民のニーズに迅速かつ的確に対応し、さらに魅力あるまちづくりを進めるため、中核市への移行を一つのきっかけとし、新たなステージへ大きな一歩を踏み出します。

松本市は一つ上のステージへ！

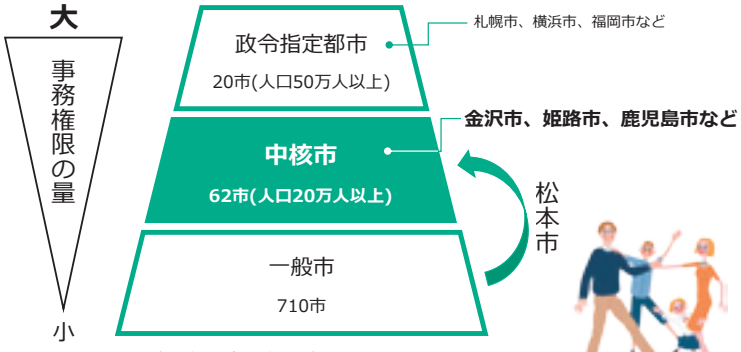

※ 市の数は、令和3年4月時点

中核市に移行すると

中核市は、地方自治法に基づく大都市制度の一つで、都市の規模や能力に応じて事務の権限を配分するものです。

松本市が中核市に移行すると、これまで長野県が行っていた約2500の事務を新たに担い、保健所の業務をはじめ、より市民の皆さんの身近なところで行政サービスを提供していきます。

また、規模の大きな都市（金沢市、姫路市、鹿児島市など）の仲間入りをすることで、都市の格や知名度が上がるとともに、大規模災害時の相互応援協力の協定を新たに締結するため、災害時の態勢が充実・強化されます。

地域ニーズをより反映した健康づくりの推進

医師をはじめ医療専門職が新たに加わることにより、各種検診、国民健康保険の医療費や介護保険給付費などのデータ分析を総合的に行い、分析より明らかになるニーズや課題を踏まえた、※フレイルや疾病の予防を推進します。

加えて、医療や介護事業者と連携を強めることで、健康寿命の延伸をさらに進めます。

※加齢によって心と体の機能が低下し、介護になる手前の状態

新型コロナウイルス感染症等危機管理体制の強化

保健所を設置することで、市が検査や感染者の疫学調査を的確に実施し、感染への早期対応や感染防止に一層努めるとともに、ワクチン接種による感染対策を進めていきます。

また、近年、自然災害の増加が懸念される中、市民の命を守る災害医療の体制強化を図ります。

―もくじ―

中核市移行で新たなステージへ	2
市役所の組織改編	4
基本構想、スーパーシティ構想	6
新型コロナワクチン接種	8
市議会２月定例会、多事争論会	9
当初予算の概要	10
広報紙のあり方を考える	12
青少年補導委員、固定資産税	15
予防接種	16
参議院議員補欠選挙	18
国民健康保険制度	20
バスの乗り方	21
コラムのページ	22
情報チャンネル	23
５月の相談日	33
施設無料開放、大型連休開館情報	34

※「今月の一枚」「まつもとの味」は紙面の都合でお休みします

松本市保健所

中核市への移行に合わせて、長野県松本合同庁舎１階（島立1020）に「松本市保健所」を設置します。保健所では、市民生活における保健衛生環境の維持・向上に取り組み、安全な医療の提供や、感染症の未然予防と対策、食の安全確保などを通じて、市民の皆さん一人ひとりの命と健康を守る取り組みを進めます。

松本市保健所の窓口と主な業務

新設する「保健総務課」「保健予防課」「食品・生活衛生課」の３課は、長野県松本合同庁舎１階で、既存の「健康づくり課」は、引き続き市役所東庁舎２階で業務を行います。

【長野県松本合同庁舎１階】（島立1020）

保健総務課（☎40-0700 Fax40-0811）

- 医療従事者等の免許申請の受け付け
- 診療所等の開設許可、届出の受理　など

保健予防課（☎40-0701 Fax40-0811）

- 精神保健、指定難病の相談、支援
- 感染症の予防、対策　など

食品・生活衛生課（☎40-0704 Fax40-0811）

- 薬局の開設許可、届出の受理
- 飲食店等の営業許可、監視指導
- 動物愛護　など

【松本市役所東庁舎２階】

健康づくり課（☎34-3217 Fax39-2523）

- 予防接種、母子保健、各種健診
- 不妊治療・不育治療の助成　など

ご確認ください

【すでに長野県保健所から許可を受けている方】

令和３年３月31日までに長野県知事や長野県松本保健所長の許可などを受けている場合は、**改めて許可などを受ける必要はありません。**松本市長や松本市保健所長の許可などを得たものとみなします。ただし、４月１日以降に更新や変更などがある場合は、松本市保健所で手続きが必要です。

【小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている方】

長野県発行の受給者証は、令和３年３月31日で有効期間が終了します。４月１日以降の新しい受給者証は、３月24日に松本市こども福祉課から送付しました。４月１日以降に受給資格の申請を行う場合は、医師と相談の上、松本市こども福祉課（東庁舎１階　☎33-9855 Fax36-9119）で手続きしてください。

【各手数料の支払方法】

松本市保健所での一部の手数料について、これまで長野県収入証紙での納付だったものが、現金になるなど、変更があります。事前に各担当課へご確認ください。

松本市新型コロナウイルス感染症受診相談センター

☎47-5670　開設日時：令和３年４月１日午前０時～

発熱等の症状がある場合は、まず電話で「かかりつけ医」など身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医を持たない方や、土日・祝日・夜間など、相談先にお困りの場合は、本センターに電話でご相談ください。　※令和３年３月31日までは、長野県の受診相談センター（☎40-1939）へ